

セットバック部分の固定資産税の取扱い

所有している土地の一部に、次の条件を満たすセットバック部分がある場合、所有者の申告により、セットバック部分に対する固定資産税が非課税となります。

- (1) 使用上の制約を設けず、不特定多数の方が利用していること。
なお、セットバックした部分に花を植えたりプランターを置く等、不特定多数の人の利用が妨げられる場合は対象となりません。
- (2) 起点・終点が公道に接続していること。またはそれに準ずるもの。(行き止まりの私道であっても、2戸以上の家屋が建ち並んでおり、不特定多数の方の通行の用に供されている場合は対象となります。)
- (3) セットバック部分が分筆されていることが望ましいが、分筆されていないものについては、求積図などによってセットバック部分が特定されており、かつ、現地にセットバックラインが杭等で明示されていること。

【申告書の提出期限及び非課税の認定】

毎年12月末日までに固定資産税非課税申告書の提出があり、上記条件が満たされていると認定された場合には、翌年度から固定資産税が非課税扱いとなります。

なお、申告書には、関係図面のほか建築確認申請の確認済証の写等必要書類を添付してください。

【問合せ先】

大木町役場税務町民課 固定資産税係
TEL 0944-32-1067 (直通)